

平成23年度札幌市環境影響評価審議会

部会

議 事 録

日 時 : 平成23年11月24日(木) 14時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究科 准教授
佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
高橋 正宏 北海道大学大学院工学研究科 教授
西川 洋子 北海道立総合研究機構環境科学研究センター 植物環境科長
宮木 雅美 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院デザイン研究科 教授
島田 明英 自然ウォッチングセンター代表

計 7名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和
札幌市環境共生推進担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 宮下 幸光

2 傍聴人

0名

3 報道機関

北海道通信社

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 皆さん、本日は、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、高橋委員からは遅参をするというご連絡をいただいております。

今のところ、全員集まりましたので、時間は若干早いのですが、審議会の部会を始めさせていただきたいと思います。

私は、今回の司会を務めさせていただきます環境局環境共生推進担当課長の大江です。よろしくお願ひいたします。

本日の出欠の確認ですが、竹中専門委員が欠席、高橋委員が遅参ということですが、定員8名のうち6名の出席をいただいておりますので、過半数に達しております。札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は、準備書の具体的な審議に入りますので、事業者であるみどりの推進部の方々にも出席をいただいております。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開催に当たりまして、環境管理担当部長の湯浅より一言ごあいさつを申し上げます。

○湯浅環境管理担当部長 環境管理担当部長の湯浅でございます。

厚別山本公園造成事業準備書に関する部会の第1回目の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、さきの11月10日の審議会の諮問から2週間と短い期間ではございますが、部会の第1回目として評価項目ごとに詳細協議を開始していただくことになってございます。

部会は、本日を含めて3回を予定しております。来年2月の全体会議での答申案の審議まで大変過密なスケジュールとなっておりますが、委員の皆様には、専門的見地からどうぞ忌憚のないご意見をいただけますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、部会開催に当たってのごあいさつをさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） では、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の次第、それから、資料1としまして、第1回目の審議会での審議概要を取

りまとめたA4判の1枚物がございます。それから、資料2としまして、総合評価表というものがございます。こちらは、準備書本書の第8章の中にもとじ込まれているものですが、若干の訂正等がありましたので、それらを修正したものをご用意させていただいております。それから、資料3としまして、方法書について述べられた市長意見についての事業者の見解でございます。方法書の段階で市長意見を述べさせていただいております、それに対する見解が準備書の第6章のところで記載されておりますが、それぞれの見解について、この準備書のどのページに反映されているのかということがわかるようにさせていただいた資料となっております。

本日の資料は以上でございますけれども、足りない資料がありましたらお申し出いただきたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思っておりますけれども、最初に報告事項が1点ございます。

この準備書に対する市民意見の募集をしておまして、11月22日で終了しました。市長あてに1件の意見書の提出がございまして、この意見書に対しては、事業者が見解書を作成しまして市長に提出し、市長がこれを20日間縦覧するという今後の流れになります。委員の皆様には、次回の部会では意見書を資料として用意をさせていただきたいと思っております。それから、意見書の提出がありましたので、公聴会の公述人の募集を行うこととなります。応募があった場合は、来年になりますけれども、1月12日木曜日の夜に市民ホールの会議室で公聴会の開催を予定しています。

この公聴会は、準備書に対する意見や、これから見解書を縦覧しますけれども、意見書に対する意見を述べたい方がいらっしゃいましたら、意見を述べる機会を設けるということで開催するものでございます。こちらの方は、事務局ですべて用意しますので、公聴会の方は委員の皆様の出席は必要ございません。また、公聴会を実際に実施しましたら、その結果についてもご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、これより議事に入ります。

議事の進行を佐藤部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

3. 議 事

○佐藤部会長 それでは、議事に入りたいと思っております。

まず、個々の評価項目ごとの審議を始める前に、前回、11月10日の審議会での審議内容につきまして確認しておきたいと思っておりますので、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料1をごらんください。

こちらの方に、前回の審議会での質問項目と質問の内容、それから回答を書いております。

一番上から行きますけれども、まず、自然の遷移・保全エリアの造成計画について、西

川委員から質問がございました。

このエリアには草原がありますけれども、それを全部つくり直すのか、それとも既存のものを生かしながら幾らか植栽するのかなという質問がございまして、これについては、現状では残せるものは残したいと考えている、詳細はこれからということでございます。市民植樹で植えた既存の木やヤナギ類についても残せるものは残していきたいという回答でした。

それから、方法書段階では、この場所は草原性の鳥類の生息地として重要だという意見がありましたけれども、これについてどう考慮し整理したのかということにつきまして、詳しくは部会で説明をしたいということです。最終的には、整理後に、多様な生物の生育環境になるような配慮をしていきたい。造成中は、工区を分けることで配慮をして、できるだけ影響が出ないように工事を進めたいということでございます。

次に、造成計画についてですが、これは半澤委員からございました。

この公園は、もともとは処分場ということでしたけれども、周辺といかに調和させるのかということが中心になると理解してよいのかということで、そのようにしていきたいという回答でございます。

それから、ここはもともとどういう場所であったかということは余り問題にならないということなのかということに対しましては、過去には水田があり、今は高台になっているけれども、それを復元することは困難であるので、現在の環境で周囲との調和をどう図るかという観点で考えていきたいという回答でございます。

それから、処分場の湧出ガスについて、東條委員の方から質問がありました。

既存のガス抜き管の取り扱いについて、来場者に対する安全とか、横引きなどにした場合には周囲への拡散がありますので、その配慮が必要であるけれども、どこまで検討しているのかということでございます。これについては、既存の山口処理場やモエレ沼もガス抜きをやっておりますが、それと同様にやっていく、調査も実施をして安全対策を行っていくことを考えているということでございます。

それから、駐車場の舗装などをしたときも、ガスの抜けがアスファルトで抑えられるということで十分な注意が必要である。また、ガスの測定はどこでやっているのかということです。現在の観測では、一部でメタンが確認されているけれども、硫化水素系のガスは確認されていない。それから、ガスはガス抜き管の内部ではかったものであるという回答がございました。

それから、自然回復エリアに湿地がありますけれども、その湿地の構造は、処分場の内部と遮断した形状をとるのかどうかということに対しまして、構造としては内部のごみ層と分類する形状のものを考える。また、積極的に水を呼び込むものというよりは、雨が一時的に滞留して、少しじめっとしたような状態になるようなものを考えているということでございます。

それから、審議会での審議範囲の確認ということで、島田委員からございました。

準備書の内容が適切かどうかというだけではなくて、供用時点でどういう公園になるのか、あるいは、その後どういう管理がされていくのかというところの踏み込んだ議論をしていいのかどうかという質問でございました。

これについては、事務局の方から、この環境影響評価の手続は、この事業をいかに環境に配慮されたものとしていくかということを行っていくものであって、現段階で準備書に記載されている事業の内容、熟度に対して議論をしていただくものであろうと考えているという答えをしました。

それから、裏面に行きまして、植栽計画について宮木委員から質問がございました。

生物多様性を守る場所をつくるというプランであるけれども、植樹する樹種や配置でかなり影響が変わってくる。これは具体的な計画が決まっているのかという質問でございました。それに対しては、基本設計段階では道産の樹種を使うなど、ある程度の計画ができている状況であるというお答えかございました。

それから、工事計画等のところで、遠井委員から何点か質問がありまして、工事が10年という長期にわたるということで、今後の管理によって状況が変わっていくのではないかと、予測しないような変化が出たときにどう対処するのかということでございます。これについては、準備書をつくるに当たっては、あくまでも公園を整備したときにどうなるかという観点からの影響評価をしております、事業への影響は少ないと考えている。その後の維持管理も含めて、公園の利用についてはおおむね支障がないと考えているというお答えでございました。

それから、周辺の住民への工事の周知や工事に当たっての配慮という質問でございましたけれども、アセスとは別に、工事前に地元への説明会や話し合いということで理解をもらいながら常に行っているということで、今後も十分に配慮をしていきたいと考えているというお答えでございました。それから、工期が10年にも及ぶことになると、アセスの考え方自体も変化していくことも考えられるということで、もう少し上位段階での計画との整合性も踏まえて練り直す余地があるのかどうかというご質問でございました。これについては、まず、アセスの手続上の議論と事業内容を整理して議論をしていただければありがたいということでございました。審議会としての議論なのか、あるいは、専門家としてのアドバイスなのか、その辺をきちっと整理した上で議論を進めていただきたいということでございます。それから、事務局の回答としては、計画アセス的なものについては、今後も条例改正等の中では盛り込まれていくことを検討していますけれども、現段階では、計画段階というよりは実際の事業に対するアセスの手続であると考えているという答えをしたかと思えます。

それから、審議会の趣旨ということで、村尾委員の方から意見がありました。

この審議会を受けた答申は、この準備書に対する専門家としての意見でありまして、準備書に記載されている事柄についての言い過ぎ、誤りがあればこれを指摘すると。ただ、これだけの専門家が集まっているということでありますので、審議とは別に適切なアドバ

イスをするということは可能であろうと考えているということで、山舗会長から、審議会の意見と個別のアドバイスは明確に分けて整理をして審議を進めるということで理解していただきたいというお話がございました。

以上で資料1の説明を終わります。

○佐藤部会長 どうもありがとうございました。

では、これから、評価項目ごとに審議を行っていかうと思っておりますけれども、審議の進め方としましては、準備書の順序に従って、大気質、騒音、振動、水質、景観といった区分ごとに、まず事業者の方々から市長意見に対する見解も含めて説明をいただいて、それに対する質疑という形で進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、大気質の関係から審議を開始いたします。

みどりの推進部の方、ご説明をお願いいたします。

○事業者（古瀬造園担当課長） 造園担当課長の古瀬でございます。

きょうはどうもご苦労さまです。

本日の資料の説明につきましては、担当主査の高杉から説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、質問等に対しては、私どもとあわせて、私どもの後ろに座っておりますエヌエス環境株式会社が準備書作成業務を受託しておりますので、あわせて回答していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事業者（高杉主査） 事業を担当しております高杉と申します。よろしくお願ひします。

それでは、A3判の総合評価表に基づいて、この順番で説明をしてまいりたいと思ひます。

総合評価表の中に、主に第8章になりますが、対応ページ等が書いてありますので、その部分の準備書を開きながら説明させていただきたいと思ひます。

また、先ほど誤りがあった部分は訂正というお話がありましたけれども、その部分についても説明しながら、お知らせしたいと思ひます。

それでは、総合評価表の1枚目、ページ数は第8章の328ページと書いてある大気環境の窒素酸化物、浮遊粒子状物質、真ん中から下の粉じん、ここまであわせてご説明したいと思ひます。

まず、窒素酸化物、浮遊粒子状物質につきましては、公園の供用を開始した後、利用者が自動車を利用してこの公園にアクセスすることで周辺環境に影響を及ぼす可能性を予測評価の対象としております。

資料3というA4判の資料で、方法書について述べられた市長見解についての事業者の見解を一部改編という資料で番号を振ったのですけれども、一番最後から2番目の10番というところで、市長意見として、窒素酸化物、浮遊粒子状物質につきましては、事業予定地に近接した場所でデータの実測を行うことという意見があったことから現地調査を行っております。調査を行いました地点につきましては、準備書を開いていただきたいので

すけれども、第8章の4ページと5ページになります。気象及び大気質調査地点が4ページ、事業予定地の道路向かいにございます老人介護福祉施設にご協力をいただいております。交通量の調査地点が5ページで、隣接する市道山本線の沿道で調査を行っております。

調査時期につきましては、気象及び大気質調査につきましては、公園利用者が多いと見込まれる夏休み期間の1週間を対象として行っております。交通量調査は、平日と夏休み期間中の休日ということで、それぞれ1日計測しております。

A3判の総括表に戻りまして、中ほどに文献調査ということで、大気質、厚別測定局ということで数字を記入している欄があるのですが、準備書、それから準備書の要約書に記載している表につきまして転記ミスがありまして、配付資料では訂正しており、評価書作成時にも訂正します。

この項目の保全目標値としましては、環境基本法に基づく基準値を参考に、二酸化窒素につきましては0.06ppm、浮遊粒子状物質につきましては0.10ミリグラム/1立方メートル以下という目標値を設定しております。

予測評価の条件としましては、現在の自動車交通量と同じ交通量が将来もあるものと想定しておりまして、これに公園利用者の自動車交通量が追加された場合、影響を予測評価しております。

予測評価の結果は、第8章の24ページからになります。

将来の予測としましては、自動車の通行量がふえた場合でも、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、将来の自動車1台当たりの排出量が下ることから、現況とほぼ変わらない、わずかに下回るというような予測数値となっております。

27ページになりますが、保全目標とした環境基準値との比較におきましても、保全目標を達成できると予測しております。したがって、窒素酸化物、浮遊粒子状物質に関しましては、事業に伴う環境影響は軽微であると予測をしております。また、予測評価において低減効果は見込んでいないのですけれども、環境の回避、低減効果を配慮事項としまして、自動車通行を低減させるということを考えて、整備計画に自転車でもアクセスしやすいという整備を心がけるということを配慮事項としております。

続きまして、総括表の真ん中から下の粉じんについてご説明してまいります。

粉じん等につきましては、整備工事に伴う建設機械の稼働と資材と機械の運搬に用いる車両の運行を要因とする環境影響を予測評価の対象項目としております。

前提となる気象条件につきましては、札幌管区気象台の風向風速データを利用しております。この文言も準備書総括表に記載がなくて、今回の資料に追加させていただいております。

準備書の37ページをごらんいただきたいと思います。

建設機械の稼働に関する影響ということで、4工区に分けまして、整備規模、位置、内容を考えて環境影響が大きいと想定しました第1番目の工区と第4番目の工区についてそれぞれの工事の種類に応じた建設機械を想定し、想定されるすべての建設機械が1カ月間

連続して同時に稼働した場合を予測条件として予測評価を行っております。

粉じん等に関する保全目標としましては、29ページに記載しております。

10トン/平方キロメートル/月という数字を設定しています。これにつきましては、既存の資料におけるスパイクタイヤの粉じん等に関する保全が必要な数値などを参考として設定しております。

予測結果につきましては、ページが進みまして40ページ、41ページをごらんください。

この図におきましてナンバー1と記載しているところを予測評価地点としておりまして、ここにおきまして最も降下ばいじん等が多くなるのが41ページの下側の図の第4工区で夏場に機械が稼働する場合で、9.5トン/平方キロメートル/月という予測をしております。

次に、資材と機械等の運搬に用いる車両に伴う影響です。この運搬車両につきましては、同じように工区分けをした中で必要な資材を算出し、これに必要なダンプトラックが走行した場合を予測条件としております。最も多く資材が必要となるのが第4工区となっております。ここを対象に予測評価を行っております。

第8章の54ページをごらんいただきたいと思っております。

走行ルートとしましては、車両が隣接する市道山本線を南側から来て南側へ帰るルートを想定しております。この結果、粉じん等が最も多く発生すると予測されたのが図の中に④と記載されている地点で、夏場に2.5トン/平方キロメートル/月という結果でした。

先ほどの建設機械の稼働と今ご説明申し上げました資材と運搬車両の運行を合算した場合、位置の関係から単純な足し算とはならないのですけれども、最も多くの予測量では、①の予測地点におきまして9.8トン/平方キロメートル/月という数字で予測しております。目標値が10トン/平方キロメートル/月ですので、目標値を下回り、達成できると考えております。

条件として、建設機械の稼働がすべての種類の建設機械が1地点で1カ月間稼働し続ける、運搬車両はすべての車両が同一のルートで走行するという条件で、考え得る最大の負荷がかかる条件を想定しているものであり、このような厳しい条件でも目標値をクリアできたという考え方をしております。

予測評価には見込んでいない配慮事項としまして、工事が1カ所に集中しないよう施工範囲を工夫して、建設機械や工事車両の稼働を集中させないこと、工事現場内の散水や速やかな緑化に努めること、資材運搬車両に付着した土砂を落とすことなどを通じて粉じんの発生を抑えて、環境影響の回避、低減を図りながら事業を進めていくことを予定しております。

大気質につきましては、以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対しましてご意見やご質問がありましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、次に進めさせていただきます。

騒音、振動についての審議を行いたいと思います。

では、ご説明をお願いいたします。

○事業者(高杉主査) 今ごらんいただいているA3判の表を1枚めくっていただいて、329ページ、330ページです。329ページが騒音、330ページが振動となっております、この2ページにつきまして説明させていただきます。

329ページに記載しております騒音につきましては、整備工事に伴う建設機械の稼働、資材と機械の運搬に用いる車両の運行、公園供用後の自動車の走行を環境要因として予測評価の対象としております。

現況の把握位置は、第8章の59ページをごらんいただけますでしょうか。

建設機械の稼働の前提条件となる現況の騒音の把握位置としましては、敷地境界部ナンバー1地点で調査を行っております。この結果、現況の騒音レベルが46デシベルとなっております。これに対して保全目標としましては、環境基本法に基づく騒音の基準値を参考に60デシベルという目標値を設定しております。

準備書の67ページを開いていただけますでしょうか。

騒音の発生につきましても、建設機械の稼働に関する条件としましては、先ほどの粉じんと同等の条件としております。現況で予測対象とした地点と事業予定地の間に67ページの図でピンク色で示しました高さ約2.5メートルの鋼製の仮囲い柵と記述しているものが設置されておまして、この柵が整備時にも設置されているという前提で予測を行っております。

結果につきましては、1枚めくっていただきました69ページにコンター図があると思うのですがけれども、予測地点では59デシベルという予測をしておまして、保全目標値として設定した60デシベルに近いところまで上昇するのですが、数字としては下回る予測をしております。粉じんと同様、最大の負荷を見込んだ厳しい条件で予測した中で目標値を満足するものという考え方でおります。

今申し上げました敷地境界の仮囲い柵につきましては工事施工時に点検して、必要に応じて補修するなど、機能を発揮できるように確認した上で事業を進めていくという前提で考えております。

次に、沿道環境について説明いたします。

沿道につきましては、先ほどの59ページの位置図で申し上げますと、ナンバー2の地点におきまして現況の調査をしており、平日の騒音が71デシベルということで確認しております。これに対し、保全目標値としましては、騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度の値を参考として75デシベルを設定しております。

予測の条件としましては、粉じんと同じように最も運行車両が多くなる工区で同一のル

ートにより予測地点前を車両が走行するという条件で設定しております。一般の交通量に加え、これらの運搬車両が増加した場合の騒音を想定しております。

予測結果につきましては、86ページになります。

総合評価表では四捨五入をして整数値で記載しているのですが、現況が71デシベルで、小数点第1位で示しますと70.7デシベルが予測値としましては70.9デシベルで、わずかな上昇ということであり、また保全目標値とした75デシベルも満足できるという予測をしております。

同じく、公園を供用開始した後、来場者が自動車で来場することに関する騒音につきましても予測を行っております。条件としましては、大気質の窒素酸化物、浮遊粒子状物質で車を走らせたときと同じ条件を設定しております。

この場合の結果が99ページになっております。

こちらも、現況が70.7デシベルに対しまして予測値が70.9デシベルで、四捨五入すると両方とも71デシベルと総括表に記載させていただいております。休日に関しましては、67.5デシベルが68.4デシベルということでわずかな増加にとどまり、保全目標として設定した75デシベルも満足できるという想定をしております。

続きまして、総括表の次のページの振動についてご説明申し上げます。

振動につきましても、騒音と同じ建設機械の稼働、総括表で中ほどの資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、一番下の公園供用後の利用者の自動車走行を予測評価の対象としております。

現地調査の地点等につきましては、騒音と同じ位置で行っております。

建設機械の稼働についてですが、現地調査の結果、敷地境界部における現況の振動が30デシベルということで確認しております。

建設機械の稼働に係る保全目標値としましては、人が振動を感じ始める55デシベルという数字を目標値として設定しました。予測条件は、これまでの騒音、粉じんと同様の条件で予測地点に近い場所において1カ月間連続ですべての建設機械が稼働した条件を予測しております。

準備書に記載した予測結果は107ページになります。

現況30デシベルに対しまして予測値としては数字で言うと51デシベルということで、数値が上昇するのですが、保全目標として設定した値の55デシベルは下回ることから、人が振動を感じないレベルという予測結果となっております。

次に、道路環境についてご説明いたします。

道路沿道の振動につきましては、平日は日中が55デシベル、休日の日中が41デシベルでした。

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行につきましては、平日が対象ということで予測評価としましては、平日に最大見込みの先ほどからご説明申し上げている資材等運搬車両が走った場合を予測条件として予測を行っております。

結果は、115ページになります。

現況の55デシベルと申し上げたのですが、小数点第1位で言うと54.7デシベルに対し、予測値が55.0デシベルということで、ほとんど上昇しないという予測結果になっております。

供用後の公園利用者が自動車でアクセスすることに関しての振動でも、これまでと同じ予測条件で予測を行っておりまして、結果を124ページに記載しております。

平日の54.7デシベルが54.8デシベル、休日の41.2デシベルが42.1デシベルといずれも日中ですけれども、上昇はわずかだという予測をしております。

以上、騒音、振動に関しましては、これらの予測から周辺環境を悪化させる可能性は小さいものというふうに考えております。

より影響を回避、低減するための配慮事項といたしまして、建設工事に関しましては、工事が集中しないよう工区を分割すること、建設機械を低騒音型のものとする、現在存在する樹木を保全していくなど、保全対策に取り組んでまいりたいと考えております。沿道の環境につきましても、運搬車両の走行を分散させること、ルートを生活環境の影響に少ないものとするよう検討すること、供用後の利用者の自動車利用の低減を図るために自転車でもアクセスしやすいような整備内容を心がけるということを進めてまいりたいと思っております。

騒音、振動につきましては、以上でございます。

○佐藤部会長 どうもありがとうございました。

初めに、私から騒音について幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど話のありました工事中の仮囲いの件です。8-66から説明があります。これは、場所によっては表現が微妙に違っておりますので、確認したいと思っております。

仮囲いを前提にして予測したということでもいいわけですね。回折減衰を見込んで予測したのがその値だということですね。そこで、一部劣化が見られるということですので、チェックさせていただきましたが、大分劣化しているといえますか、隙間だらけでした。回折減衰も見込んでいるのであれば、補修する必要があるだろうと思われました。

ほかのところにも同じような表現がありまして、8-70でも「必要に応じて」と書いておりますので、きちんと表現された方がいいのではないかと思います。

それから、8-329です。ここについても同じように、環境保全措置の検討という文章がいっぱい書いてあって、下の方に「必要に応じて」という表現がありますので、きちんとされた方がいいのではないかと思います。

それから、仮囲いはそもそも何のためにつくられたのかご存じですか。

○事業者（高杉主査） 過去の経緯等は把握していないのですが、恐らく、この埋め立て事業を行う際に、隣の住居に配慮して整備を行ったものではなかろうかということです。これは確実な話ではありません。

○佐藤部会長 それでは、埋め立てのときということですね。

そのあたりの数値といたしますか、恐らくアセスをやられていると思いますが、騒音の予測結果をごらんになったことはありますか。もしあれば、参考に聞かせていただきたいと思ひます。

○事業者（高杉主査） 当時の山本地区の埋立地整備につきましては、影響評価をしている書類を見たことはあるのですが、そこに騒音の評価があったかどうかは記憶になひので、戻って確認してみます。

○佐藤部会長 それでは、ぜひ教えてください。

それから、8-71です。

事後調査のところ、事後調査を行わないものとするとはっきり表現されているのですが、これはなぜなのかと思うのです。予測値と目標値がたかだか1デシベルということもあります。かなり精度がいいとは書いているものの、事後にチェックしてみる必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事業者（高杉主査） 事業者としましては、先ほどから申し上げておひり、あり得ないぐらい工事機械を1点に集中させて動かした予測をしているということで、誤差があったとしても大きい方には出ないだろうという予測のもと、これは自主基準ではあるのですが、基準値として設定した値を下回ることから、事後調査は行わないという考え方でこの記載をしておひります。

○佐藤部会長 ほかの項目についてもすべてそうなっているのです。例えば、0.2デシベルしか増加しませんと言っているのですが、ここは相当細かな話をされているので、何度もやらなくても結構だと思いますけれども、事後に一度は確認するということがすべてに必要なのではないかと私は考えておひります。

それから、8-87です。

101には、自動車の走行について、目標値を要請限度としてありますね。これは、あくまでも環境影響評価ですので、住居位置での環境基準と比較するのが正しいのではないかと思います。要請限度というのは、余りにひどいから何とかしなさいということですが、本来、環境影響評価をやるためには、環境基準に照らし合わせてどうかと。振動のように環境基準がない場合はやむを得ないのですが、騒音はありますので、そうすべきではないかと思ひます。

環境基準にはいろいろな数値がありますけれども、かなり交通量が多いところも対象とした数値もありますので、そういうものと照らし合わせてどうか。場合によっては、こういう目標値を決めるよりは、0.2デシベルしか増加しないということで、だれが考えても限りなくゼロに近い、ふえても1デシベルもないということですので、そういうこともあわせて表現された方がいいのではないかと思ひます。少なくとも、要請限度を目標値とするのはどうかというふうにおひりました。

○事業者（倉井） 評価を担当しましたエヌエス環境と申します。

現況の交通量が非常に多く、沿道の騒音レベルが70デシベルを超えている状況でござ

いました。環境基準が65とレベルに対して高い状況でございまして、これに対する保全目標にどこの法的な根拠を持ってこようとしたことに無理があったのかもしれませんが、保全目標として要請限度が75デシベルというものを参考値として持ってきました。そういう経緯でございしますが、この後の対応については事業者と相談させていただきます。

○佐藤部会長 関連して、8-329の表です。

今の数値ですけれども、環境基準75デシベルと書いていますので、書くとすれば要請限度の間違いですね。これは全体を見直される可能性もありますので、それも含めて再度考えていただきたいと思います。

騒音についてはそのぐらいですが、振動についても少し質問があります。

閾値が大体55デシベルと言われていますが、これを主な判断基準として影響が少ないとおっしゃっています。私も振動の閾値の実験に参加したことがあります。大体55デシベルぐらいで感じはじめるということがわかりました。しかし、実際の現場では家屋増幅があります。私も実際に現地で測定したことがあります。5デシベルや10デシベルでもなることがあるのです。ですから、人が感じるか、感じないかという境目という言い方をしますと、生活しているのは主に家の中ですので、十分感じている可能性もあると思います。

振動には環境基準がないですから、要請限度を出すのは一つの比較という場合にはいいかもしれませんが、ここでも0.2デシベルしか増加しないということも含めて、表現を少し考えていただいた方がいいのではないかと考えております。

私からは以上です。

ほかにどなたか、騒音、振動に関してご質問やご意見はありますか。

○村尾委員 素人質問で恐縮です。

騒音、振動の昼間レベルという言い方をしているのですが、騒音と振動で時間帯が違うわけですね。一般に朝6時から夜22時までを昼間と呼ぶのは騒音の世界では常識なのですか。

○事業者（倉井） 環境基準の値の対象時間が昼間は6時から22時で、振動はまた違います。比較する場合は、その時間帯で比較すべきだということでございます。

○村尾委員 71デシベルというのは、先ほど佐藤部会長がおっしゃったように、結構高いです。これは書き方の問題だけだと思うのですが、実際に測定も行っているわけですから、4時間ごとくらいに分けて出して、工事は夜10時までやるわけではないですね。振動に関しても、昔、鉄道騒音のアンケート調査の解析などをやったことがあるのですが、騒音レベル自体で不満が出てくるものではなくて、例えばテレビの画像がジャラジャラするなど、同じレベルでも強い反応が出てくることは十分にあるのです。ですから、現況に対してふえないというのは大変結構なのだけれども、現況調査をこんな時間帯で長くやっているのであれば、できるだけ現況を——特に、騒音、振動は夜の家にいる時間帯に来ると反応が当然強くなるわけですから、報告書に対する気の使い方をしてほしいという気が

いたしました。

○佐藤部会長 そういうご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

○事業者（倉井） ぜひ、参考にさせていただいて、検討させていただきます。

○佐藤部会長 よろしく願いいたします。

ほかに騒音、振動に関して、どなたかご質問やご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤部会長 それでは、次の項目に移らせていただきます。

次に、水質です。

水質関係は評価項目には入っていないのですが、方法書段階からの変更点もありますので、まず、みどりの推進部から説明をお願いしたいと思います。

○事業者（高杉主査） 水質につきましては、事業地が埋め立て跡地で、大規模な掘削工事を行わない、事業内容としても水質を汚染するような物質を大量に使う事業ではないということから、予測評価の対象とはしないということで方法書の時点から審議をいただいていたところです。

事業の計画につきましては、第2章の4ページに平面図、5ページに排水計画等について記載しております。

事業地内の雨水につきましては、地表面を伝う水につきましては、現在、事業地内の側溝とますで集めまして、この図で言いますと、左側の隣接する山本川という河川に設置されているはけ口を経由して川に流れ込んでいることになっております。

方法書の段階では、この図で言うと上側に雨水貯留池という記載があるのですが、まず、そこに流れ込むようになっていたのですが、現地を調査して処理状況を見たところ、実際はこういう処理形態になっておりました。

雨水のうち、地下に浸透していった水につきましては、埋立地管理の一環として処分場内の施設や隣接する厚別の水再生プラザ、下水処理場で浄化処理されているという条件になっております。この雨水の処理に関する考え方は、公園整備後も整備中も含めて現況から変更しないということで、河川管理者との治水協議等を進めておまして、協議は整っております。また、汚水排水につきましては、公共下水道に接続して処理する計画となっており、水質に対する影響もないものと考えております。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○高橋委員 現在、浸透した水が厚別水再生プラザに行くというのはどういうことですか。

○事業者（高杉主査） 説明が不足しておりました。

基本的に、処分場管理の一環として浸透水処理が行われているのですが、原則、処分場内の処理施設で処理をしております。一部につきましては、浸透水の水質が改善してきていることから、再生プラザに圧送して、そちらで処理しているということもこちらの埋め

立て処分地の施設を管理している方から聞いていたので、今のようなご説明を差し上げました。

○高橋委員 厚別水再生プラザは汚水処理をする施設ですので、雨水を処理しているというのがよくわからないのです。何のためにそういうことをしているのか、例えば、処理水の費用はだれが負担しているのかなどはどうなっているのですか。

○事業者（高杉主査） 埋立地の管理ということで、雨水の処理ではなくて、ごみ層を伝った水の浄化処理ということです。

○高橋委員 ということは、ごみの部局から下水処理費が出ているということですか。

○事業者（高杉主査） 費用分担については、今のところ資料がないので、ここではお答えできません。

○佐藤部会長 今の件については、調べればお答えできるのですか。

○事業者（高杉主査） はい。

○佐藤部会長 そのようにお願いします。

○宮木委員 質問ですが、雨水貯留池には雨水が流れていないということではないのですか。雨水貯留池というのはどこから水が流れているのでしょうか。

○事業者（高杉主査） 現在の事業予定地に降った雨が直接流入するというのではなくて、この区域に大雨が降ったときに河川に与える影響を減らすために、ここに水を持ってきました、河川から一部バックしてくる部分もあると思うのですが、貯留して、下流に与える影響を減らすと聞いております。

○佐藤部会長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○高橋委員 今の質問がよくわからなかったのです。

雨水貯留池というのは、今の埋め立てのエリアは水が入っていないけれども、ほかにも埋め立てをしているところがありますから、そこからは入っているのですか。

○事業者（高杉主査） 第2章の4ページの上の方に書いてある雨水貯留池につきましては、今の事業予定地と、図で言う右側に同規模の埋立地があって、埋め立てが進んでいる部分もあるのですけれども、その部分の、何と申すのでしょうか、雨水調整機能と申すのでしょうか、ここでごみを埋め立ててしまうことによって河川への水の流出分が多くなる部分をここで調整しているという機能を持っていると聞いております。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 水が行っているか、行っていないのかは。

○事業者（高杉主査） 直接表面から伝っては行っていないという形になっております。

○高橋委員 結局、降った雨が下流の川に入ってあふれないようにここでとめるということは、地表に降った雨が雨水貯留池に入っているはずですね。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） こういう工事をやって係数変更をして、通常は土壌だったけれども、そこをアスファルトにすれば浸透係数が70(%)だったものが30(%)しかないことになるから、その差の40(%)分がそのまま河川に入ったら困るから一たん調整池にためて、そこでオリフィスか何かを使って流量調整をして河川に投げると。こ

こで貯留池と書いてありますから、もともとそういう目的ではないのではないのでしょうか。もし調整池の機能であれば、ここの事業地から一たん調整池に入って、調整池から工事する前の浸透しない分だけ投げるといことが本来の調整池です。しかし、入っていないのであれば、違うのではないかという気がするのです。もう一度、清掃の方にお聞きになってお答えしていただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

○佐藤部会長 それでは、そういうことでお願いいたします。

そのほか、水のことにに関してどなたかございますか。

○吉田委員 質問です。

透水排水暗渠管を布設するということですが、緑化の場合に表土が15から60と非常に浅い状態になっていますね。そうすると、園路などはどのぐらいの厚さなのでしょう。

なぜ聞いたかという、余りに浅いと、既存の土壌がかた過ぎる場合は、ほとんど暗渠の効果がなくて、水が集まらないということがあります。植栽以外の園路やスロープをつくるときにどのくらい盛り土をしてつくっているのか、ある程度の厚みがあれば、この暗渠は効果があると思うのですが、なければ、もしかして、既存土壌の透水係数によって排水効果が随分違うのではないかと思ったので、そういう質問をしました。

○事業者（高杉主査） 今、具体的な数字は持っていないのですが、この事業予定地自体が埋め立て跡地ということで、表土の部分は土壌の改良もかなりしなければいけないと思っております。いろいろな緑化をしていく中で支障のない位置に暗渠を入れていくというレベルのお答えしかできません。

○佐藤部会長 どうでしょうか。

もう一度、きちんと調べていただくことにしましょうか。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 要するに、現地盤のまま植栽するわけではなくて、一定の深さまで、要するに盛り土内の土壌改良をした上で植栽基盤や広場をつくっていきます。土壌改良する段階で粒度調整などを行いますので、透水性は改善させないと植生できないということで、土壌改良前提で計画を考えております。ですから、植生基盤に必要な分、高木であれば1.5メートルぐらいは必要ですし、芝生地であっても30センチ程度は必要ですので、そういった部分の土壌改良を行って、その層の排水を暗渠排水も使ってやっていくという計画で考えております。

○吉田委員 植栽基盤の土層厚についてはわかりました。

質問は園路、広場の厚みですね。これは当然考えていらっしゃると思うので愚問かもしれませんが、先ほどの厚みが15（cm）から60（cm）と書いてあったので、気になって質問しました。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） ありがとうございます。

盛り土の計画実施の段階で、必要な盛り土厚は確保するよう、現状で足りないところはさらに盛るとい計画で考えていきます。15（cm）ということでは（暗渠布設が）ご

み層に達してしまいますので、そういうことにならないように実施の方法を考えていきたいと思えます。

○佐藤部会長 よろしくお願ひいたします。

水に関して、ほかにございませぬか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、次に進めさせていただけます。

次は、景観のご説明をお願ひいたします。

○事業者(高杉主査) 景観につきましては、総合評価表の351ページになっております。

準備書、準備書の要約書に添付されているものは351ページと352ページと2ページにまたがって書かれておりますけれども、お手元にお配りしたものは、列の幅などを工夫して1枚におさまるようにいたしました。

また、予測結果の列に厚別北のもり緑地、厚別区民野球場、共済グラウンドの3カ所の結果の記載が抜け落ちていたということで、配付しております資料につきましては、これらを追記して訂正したものをお手元にお配りしております。

景観の調査、予測につきましては、方法書に対する市長意見としまして、先ほどの資料3で言いますと、11番と12番の調査時期についてと近傍景観についてという意見がありました。これらの意見に対応しまして、冬期間を調査の対象期間とし、近傍の景観につきましては、隣接する道路と河川沿いの緑地から景観への影響評価を行っております。

調査の方法としましては、既存の文献や周辺の状況調査から人が多く集まる眺望点となる場所を選びまして、この場所を含む眺望点から、事業により景観への影響があるか、ないかを確認しております。

調査位置につきましては、第8章の296ページ、297ページに記載しております。296ページが主要な眺望点ということである程度遠いところでは、297ページが近傍景観を含めた調査視点になっております。

まず、これらの各調査地点から事業予定地を確認できるか、できないかという確認を行っております。眺望できると判断した調査地点につきましては、事業実施に伴い、景観に影響を及ぼすかどうかという検討を行っております。事業地がはっきり眺望できまして、将来の景観に影響がある可能性があるかと判断した場合、写真上での影響の程度を予測して、検討を行っております。

実際に、将来予測写真を作成したものが第8章の301ページです。

野幌森林公園、野幌森林公園の北海道百年記念塔展望室からの展望、308ページの山本川緑地からの展望、313ページの厚別北の森緑地からの展望、318ページ、319ページの市道山本線沿線からの展望になります。

全体的に平坦な土地でございまして、既存の樹木や住宅などにより事業地全体をはっきり見える調査地点が少ないこと、それから、埋め立て跡地であることから大幅に敷地の形

状の変更ができないということで、景観は大幅に変更されないものと予測しております。

この結果、この事業が環境に与える影響は少ないであろうという予測をしているのですが、配慮事項としましては、当該内容が埋め立て跡地の公園整備であるということから、外周から見える部分は緑化を通じて周辺の環境と調和した景観づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

景観につきましては、以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

○吉田委員 この事業の実施による影響評価、特に遠景からの評価は緑を植えるということですから、よくなって、悪くはないということで、これについては賛成です。

そこで、質問です。

一つは、今回は建築物というか、管理センターや展望施設をつくるという計画ですが、これについては今回のアセスメントの評価では別に入れなくてもいいということですね。余り影響がないから入っていないのですか。

○事業者（高杉主査） 現在の事業計画が第2章のページに記載してあるレベルの基本計画レベルですが、この計画に対して予測評価、景観の評価を行っているということで、全体からすると、規模が小さいもので、外から見た場合に影響があるレベルまでに達していないという私どもの判断のもとに評価を行っております。

○吉田委員 近景についてみると、例えば8-306や次のページでは、特に冬期間はそれなりの存在感が出てきます。当然、公園をつくる方ですから、善意に解釈して、ちゃんと考えてつくられると思います。

ただ、のり面の方は長大でボリューム感のあるものができますから、こういったときは札幌市の景観マニュアルでどこまで踏み込んでいるかわからないのですが、植栽や施設を置くときにうまくやらないといけないのではと思います。以前の湿地は平たい状況なので、そこに突然大きなボリュームのある土の塊が盛り上がっている状態で、いわゆる不自然な感じになります。その辺は今回のアセスメントとは違うかもしれませんが、配慮してやっていただきたいという個人的な希望です。

○佐藤部会長 景観のときには、遠くの主要眺望点から見た話ばかりが出ますが、最近は、近くから見たときにどうなのか、すぐ近くに住んでいる人たちの影響はどうなのだろうということが話題になることが多いですので、その辺のご検討もよろしくをお願いします。

景観に関して、ほかにご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

事業者からつけ加えることがございましたら、お願いいたします。

○事業者（高杉主査） 今の景観のところの答えになっているかわからないですが、先ほどの管理センターや展望施設の中でも立ちあがりの構造として一番大きいものは築山かと考えておりました。その部分につきましては影響評価も含めて写真評価をしたところ、それほど大きな影響がないだろうという判断をしたところでは。

○佐藤部会長 それでは、景観についてはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 思ったより順調に審議が進みまして、きょうはここまでかと思っていました。きょうはどちらかという工学系の話が中心でしたけれども、次回からは自然系、生物系に入る予定でした。準備書についてもそちらのページ数が大変多くなっておりまして、審議にも大分時間を要するだろうと思います。

まだ予定時間まで少しありますが、いかがですか。

○村尾委員 悩ましい件が二つほどあります。

一つは、先ほどありましたが、東條委員が前回おっしゃっていた埋立地ガスのことです。部会委員になられなかったもので、私も資料をいただいた上で東條委員に事前に話を伺ってまいりました。埋立地からの排出ガスに関しては、既に方法書のときにも東條委員が指摘して、市では定期的な調査が行われているから現地調査を改めてすることはないであろうということでした。しかし、そもそも環境影響評価に埋立地の排出ガスによる工事のときの爆発みたいなものが対象になるのかどうかということもありまして、方法書の時点では何も加えることはなかったというふうに聞きました。

今回も、確かに方法書にも載っていないですから、我々の検討事項ではありませんが、データを見ましても、時々、メタンの濃度が極めて高い状態になっておりますので、附帯意見で十分に気をつけてくださいということを入れるかどうかです。

私も、方法書のときに気をつけてやりますと言っていますから、改めて言うこともないか、どちらがいいのかよく判断できませんので、皆さんでつけ加えるかどうかを考えていただきたいと思います。

もう一つも悩ましいのですが、先ほどの騒音の話で、現状の71デシベルを私たちがどういうふうに取り扱うか、これは結構大きな問題です。つまり、環境影響評価といった場合に、例えば会長がおっしゃったような環境基準みたいなもので考えると、このレベルはまずいという話になるわけです。そうすると、現状で環境基準を上回ると、そう判断したときに、そこに新たに事業が加わることを認めていいのかということが原則論として出てきますので、そこをどう扱うかは皆さんで考え方を共有しておいた方がいいように思います。

先ほど部会長がおまとめになったとおり、環境基準に対してどうかということで、例えば大気もそうですけれども、環境基準を超えてはいけないということが一つです。それから、事業によってどれだけ負荷が加わるかという二つの視点から見ていくことになるのです。大気の場合は両方とも全く問題がなかったので黙っていたのですが、71デシベルは微妙なレベルだと思っています。

そのような点について皆さんで考え方を共有できたらと思っています。

○佐藤部会長 それでは、話を戻します。

最初のガスの問題ですが、これについてはいかがでしょうか。

取り扱う範囲を超えているわけですね。

○村尾委員 超えていますね。

○佐藤部会長 その点を附帯意見として書き加えるかどうか、やっていいものかどうかについて、事務局の方も含めて皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

○島田委員 よくわからないのですが、高い値を示すというのはどの程度のことなのでしょうか。例えば、供用して人間が利用するのにふぐあいがあるとか、工事実施に当たって注意が必要な程度なのかということです。

○村尾委員 東條委員が危惧されているのは、過去に爆発事故が実際に起こっていて、そういうことが起こったら大変だということです。爆発限界が大体5%から10数%で、ガスは余り濃くても爆発しないのです。適度に薄まったところでどかんといくのですけれども、少なくとも5%から15%を超える濃度が過去に計測されているようです。そういった点で、私たちが工事に対して十分に気をつけてくださいということをもう一度念を押すということがあっていいと思うのです。

○佐藤部会長 これについて、東條委員はさらに何か聞きたいといったことはおっしゃっていただきましたでしょうか。

○村尾委員 この内容が環境影響評価とは違うからなとはおっしゃっていましたが、非常に心配されているということです。

○佐藤部会長 もし附帯意見としてここでつけ加えた方がいいということになれば、それをつけ加えることに問題はないということでしょうか。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 例えば工事をしまして、建設機械の稼働によって濃度が低かったものが高くなるような状況が生まれるということはあるのでしょうか。

○村尾委員 そうなったら対象になるのです。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） そうですね。

○村尾委員 しかし、多分そうではなくて、条件がそろって濃いものがたまたまあったときに、工事中に何かの火花が飛んでどかんといったということです。東條委員も事務局にも爆発の報告書みたいなものを送ったとおっしゃっていましたね。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 特に工事の建設機械等によってそういうふうな状況が生まれる可能性が高いということではないのですね。

○村尾委員 そうではないので、アセスメントの対象ではないだろうということです。

事務局的には、そんなものに気をつけてということをお附帯意見で答申に出すのは問題ないでしょうか。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 一般的に工事の注意の一つとしてやられるのではないのでしょうか。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） 我々事業者の立場から申しますと、アセスの審議会の判断とは別に、我々事業をする側で事故を起こしたくないですし、供用後も市民の方に万一のことがあってはまずいのです。ですから、ガスが発生しているのは把握してい

ますし、それをどう扱うかは事業の工事の工程及び以後の維持管理において重要なポイントだと認識しております。ですから、そのことについてはご意見があっても、なくてもやっていかなければならないと認識しております。

これは前の審議会総会の際にもあったのですけれども、アドバイスとアセス審議としての意見を分けていただいて、アドバイスは議事録としていただいて、我々事業者としてそういった意見も踏まえて、事業を慎重にやっていきますということはオーケーですし、我々もそのつもりで臨もうと思っています。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 事務局としても、今の事業者の考えで、アドバイスとしてお出しいただくということによろしいのではないかと思います。

○佐藤部会長 前回もそういう話が出たと思いますし、その点は東條委員にお伝えいただいて、さらに何かご意見があれば事務局を通していただくということでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤部会長 もう一つは、騒音について環境基準を守るのが大変厳しいぐらい大きなレベルになった場合はどうかということです。

確かに、私もほかのいろいろな委員会でそういうケースがなかったことはないですが、例えば、既に環境基準を超えているときには、何か事業が起こったことによってそれを下げるということはあり得なくて、その事業者だけでは解決できない問題だということでは明らかなので、道路管理者や自治体などと一緒になって何かをやるということをお考えざるを得ないということです。ですから、これを事業者だけで何とかしなさいということは不可能だと個人的に思っています。その場合には、現状より悪くしないように一生懸命やろうということです。

例えば、0.2デシベルをどう解釈するかという問題ですけれども、私自身の判断としては、1デシベルに満たないということはやむを得ないレベルなのかと考えております。そして、明らかに上回るということが起こった場合は、かなり真剣に議論をする必要があると思っております。

これは私の意見です。

これは音だけではなくていろいろなことに関係してくると思うのですけれども、ご意見があればお願いいたします。

○事業者（倉井） 一つよろしいでしょうか。

条件の設定で通過交通量がございまして、現在の交通量が将来的に一般的には減るものだというふうに統計値からは判断できるのですが、この予測の中では通過交通量をそのまま現在と同じというふうにちょっとオーバーに予測しております。ですから、0.2デシベルふえるという結果ではありますが、実際はそんなに上がらないのではないかと判断しております。

○佐藤部会長 現実にはそういう予測であるということですが、先ほど提案されたのは、万が一、実際に上がるケースになった場合にどうかということですね。

○村尾委員 今回の事業で加わる量が非常に小さいということは理解しているのです。そうではなくて、現状が高いということを審議会としてはどのようにとらえるかということです。例えば、東京の大気汚染の裁判ですと、そもそも濃度が高いところに新たにこういうものを行ったのはいかなものかという判決が出るような時代になりました。ですから、この事業がどうこうという話ではなくて、環境影響評価審議会として、例えば大気汚染の場合で環境基準を上回っているところに新たな取り付け道路をつくる計画が出て、取り付け道路をつけても濃度は上がりません、ほんのちょっとですといっても、それはそもそも高いということをまずは解決しなさいという方向が通常であろうと考えます。ですから、この場所で71デシベルというのはどういう量であるのか、それが環境基準に照らし合わせてちょっとどうかという値だったときに、事業が加わることでほとんどふえないからいいのだというやり方ももちろんあるかと思いますが、その辺の考え方です。ここでどうこうということではありません。

○佐藤部会長 そういう委員会というか、札幌市全体でそういうことを考えようというものはないのでですか。この委員会は、何かの事業が生じたときに環境に対する影響はどうかということを考える委員会だと思うのですが、全体を見て、札幌市内のいろいろな環境問題をどう考えていくかということを考えるような委員会はないのでしょうか。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 私も勉強不足で大変恐縮ですが、今、委員の皆様がおっしゃられたことで、実際に環境基準なりが既に高いところにあると、事業自体をやるべきではないということがアセスの考え方としてどういうふうになっているのかということをお次回までに調べさせていただきますか。

実際にそういう例が他都市ではあると思うのです。そういった場合に、今委員がおっしゃられたように、ほかの審議会というよりも、アセス審議会ですらそういうことについてどう考えているのかを先に調べさせていただいて、次回にご報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

○佐藤部会長 わかりました。

それでは、ほかの委員の方も、この問題について次回にご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 確認です。

環境基準を超えていると先ほどからおっしゃっていますが、ここは類型指定されていないのですね。類型指定をされていないのに環境基準は関係あるのですか。

ここに環境基準を超えていると書いてあるけれども、本当にここにそういうふう書いてよろしいのですか。

例えば、3-17ページです。これは国道12号線だからいいのですね。ここは指定されているのですね。

○佐藤部会長 指定のない地域ですので、仮に指定された場合にはこういう設定がいいだろうということを仮定して、それに対して判断しているということです。ですから、例え

ばCという地域に工事中の地域を指定していますが、そういう仮定をした場合にどうだという議論をしているということです。実際に地域指定はないわけですから、環境基準も何もないわけですが、そういう仮定をした場合にどうか、その方がより現実に近いだろうということだと思います。

そのようなことでよろしいですか。

できれば、次回に議論をしていただくということにいたします。

それでは、先ほど途中までお話ししかけたけれども、今回は生物系のたくさんページをとってありまして、かなり時間がかかることが予想されています。そこで、本日はもう少し時間があるようですので、植物関係だけでも少し議論を進めておけば次回は大分楽になるかと思っております。

よろしければ当初の予定から変えまして、植物まで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、このまま続けたいと思います。

みどりの推進部から説明をお願いいたします。

○事務局(高杉主査) 植物につきましても、331ページ、332ページというA3判の総合評価表をお手元に配っております。

植物を含む自然環境につきましても、先ほどありました方法書について述べられた市長意見を資料3の4番目に載せております。地域特性の把握について、地域の特性を把握するために既存データの把握に努め、周辺環境まで含め現地調査を選定し実施するという意見が述べられております。

また、市長意見の8番目では、建設機械の稼働影響を回避するため、工事時期を検討するという意見が述べられております。

これを受けまして、私どもの調査につきましても、第7章の22ページをごらんいただけますでしょうか。

A3判のカラーのものです。方法書の段階では、事業予定地区域内と隣接する雨水貯留池——先ほどの議論もあったのですが、貯留池と調整池の用語の統一が図られておりません。雨水貯留池と山本川を動植物の調査地点と考えていました。しかし、この市長意見にありました草原性の環境の地域特性を把握する場が必要だろうということで、ページの左側にあります関連地域(大)(小)という2カ所の現況の草原となっている地点を調査区域として追加して調査を行っております。

植物の調査内容としましては、調査区域内の植物相を把握する調査、方形区を設定した植生調査を行っております。この結果の植生図につきましては、第8章の137ページから139ページに記載しております。また、群落調査、確認植物種の目録は、別途、巻末の種類として全種類を掲載しております。

この現地調査、文献調査を通じまして注目すべき植物種、植物群落を第8章の141ペ

ージにある種を選定しております。文献調査では15科23種の植物、現地調査では4科5種の植物を確認しております。これらの種に対して149ページに記載しました手順で予測評価を行い、影響の可能性を検討しております。

150ページに記載したとおり、生育が確認されたかどうかという観点から、予測対象は実際に現地で確認された5種類の植物としました。この5種類につきましては、タヌキモ、リュウノヒゲモ、イトモ、ヒンジモ、ミクリと、いずれも142ページから144ページの周辺区域で確認されている植物でございます。

これらにつきましては、水辺の植物ということで、事業では直接改変しない区域に生育しております。整備工事中、また公園として整備後も、雨水の集水エリアなどを変更することはなく、これらの植物に対する影響は軽微なものと予測しております。また、配慮事項としましては水辺環境に生育するこれらの動植物に影響を与えないように工事中の土砂等が雨水排出とともに流出しないよう、工事中の現場の管理等に配慮していきたいと考えております。

植物についての評価は以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

きょうは、時間がたっぷり残っているわけではありませんので、できれば質問をたくさん出していただきたいと思います。質疑応答にうまく進めないかもしれませんが、次回までにいろいろと準備していただくことを含めまして、質問がありましたらお願いいたします。

植物に関して、特にご意見はありませんでしょうか。

○宮木委員 今回、貴重な植物として挙げられたものはほとんど水辺の植物ですね。こういう湿地は水の収支が非常に大事だと思うのですが、こういうグリーンベルトとか森林ができますと、樹幹を通して雨が落ちてくるわけですから、そこに滞留して蒸発する量や、木自体が蒸散する量などで地下水に浸透する水の量が随分変わってくると思うのです。

今回は、水が隣の貯留池に余り流れないようだという事ですから、余り関係ないかもしれませんが、これからそういう湿地の影響を考えたときに、森林化していくのは影響があるので、そこをぜひ評価していただきたいと思います。と考えております。

○佐藤部会長 ただいまのご意見に対していかがでしょうか。

○事業者（長谷） 調査を担当させていただきましたエヌエス環境の長谷と申します。よろしくお願いたします。

ただいまのご意見ですが、基本的に現状で事業予定地の中には水辺環境がありません。隣接しての貯留池がございます。その際には、ヤナギ林などが実際に生育しているのですが、それには事業の中では手をつけない予定です。貯留池に関しては手をつけませんので、そこは特に現状がそのまま維持されることを考えております。

山本川に関しても事業によって何か改変することはございませんので、そのままの環境が維持されることを考えております。

今ご意見をいただいたことで、今後の中で一部湿地のような環境をつくろうという計画がございまして、そこに関しては、まだ計画段階ですので具体的にどんな樹種を植えて、どういう形でという細かいところまではまだ煮詰まっております。

○事業者（倉井） 今、重要種が出ている貯留池や山本川に関して現状の水の収支量の関係をまだおさえていないのですが、この事業によってそれが大きく変わるとは判断していません。先ほど、貯留池にどこから水が入っているかということをもう一度確認させていただいた上で、この事業に影響するかどうかは確認させていただこうと思います。

○佐藤部会長 よろしいでしょうか。

○宮木委員 今回は、そういう水の流れがあるということですが、次にこういうグリーンベルトをつくっていくということですから、例えば森林をつくるのをやめるということにはならないですね。乾燥化が進んで湿地がなくなるという場合に、もし貴重な植物があればそのかわりの場所を確保するとか、希少性が低いから自然のままに任せるとか、変化した場合にどう対応するかということも考える必要があると思っています。

今回については、特に影響はなさそうだと思います。

○佐藤部会長 では、今回の件に関してはそれでよろしいということですね。

今の植物の件でほかにご意見やご質問があればどうぞ。

○西川委員 この部分で言うべきかどうかわかりませんが、動物との関係で、前にも申し上げたように、ほとんどが外来種の草原です。ですから、この地域は、特にどの植物を守らなければいけないということではないと思うのです。ただ、草原性の鳥の重要な生息地になっているという話がありましたので、たとえ外来種の草原であったとしても生息地としての評価が必要になるということで、植物のところで議論するのか、動物のところで議論するのかは別として、どこでやるにしろ、この植生はそういう目で見なければいけないだろうと私は思っています。

ですから、どこで説明があるかわからないですが、鳥の生息地としての関連で植物を見てください、調査をすべきだということを方法書のところでも申し上げたと思うので、そのあたりの説明を聞かせていただければと思います。

○佐藤部会長 先ほど、とりあえずは質問だけという話でしたけれども、もし今お答えいただけるのであればお願いします。

○事業者（高杉主査） 今の方法書に対する議論のときの話は、資料3で言う市長意見の9番目に該当する事項ですね。

私どもとしましては、市長意見のところにも生態系について丸がついていたので、生態系の評価のところでも記載させていただこうということで、今回の準備書ではそこに記載したつもりでございます。

○西川委員 ということは、植物というのは、貴重な植物に影響があるかどうかという観点での部分であると理解してよろしいのですね。

○事業者（長谷） そうです。

○佐藤部会長 そのほかにご質問はありませんでしょうか。

○島田委員 貴重な植物の生息地として関連地域（大）とか（小）と出てきますが、これはどういう場所なのかご説明いただきたいと思います。どんな環境なのかということ、所有者はどういうことになっていて、もしわかるのならば、これが将来的にどうなっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○事業者（長谷） 関連地域（大）と（小）について簡単にご説明させていただきます。

図面は7-22です。これが事業予定地との位置関係になります。

まず、関連地域（大）は、今、冬場の雪捨て場として使用されているような土地です。環境としましては、耕作放棄地のようなところになっておりまして、大体が草原環境ですが、そこに灌木が生育してきているような環境です。こちらは札幌市の土地になります。土地の今後の利用状況としては、何とも言えないところです。現状としては耕作放棄地のような環境でして、夏場はほとんど人が入ってこないような環境になっております。

関連地域（小）も、同じように耕作放棄地のような環境になっております。こちらは、土地の所有者がはっきりしておりませんで、昔、原野商法のような形で売られた形跡がございまして、所有者がかなり細かく分かっているような土地です。現状も特に利用されてはいないところです。先ほどの関連地域（大）と（小）の中には、一部、池があります。水辺環境がその中にあるということです。

植生としては、二次的環境ですので、事業予定地の植生とそれほど大きな変わりはなく、関連地域（小）ですと、大部分はオオアワダチソウなどが優占する雑草群落となっております。それに低木のヤナギ類が分布しているということです。関連地域（大）も同じような状況です。ただ、こちらの方が少し時間がたっていると思います。関連地域（小）に比べるとヤナギ類の分布域が大分広い状況です。

簡単ですけども、二つの説明です。

○西川委員 今の関連地域（大）の方が時間がたっているということなので、事業予定地の山本埋立地を放置した場合には関連地域（大）のような方向に遷移が進んでいくであろうと。それほど時間がたっているわけではないのだろうけれども、そういう地域として見ているということでしょうか。そういうことで選ばれたのですか。

○事業者（長谷） ここを取り上げたのは、市長意見でいただきましたこの辺の代表的な環境は何なのかということとして、審議会の中でも、もともとは湿地だったのだけれども、埋め立ての土地ですので、そこまで戻すのは難しいだろうということで、耕作放棄地のような環境がこの原風景に当たるというご意見をいただきました。そこで、周辺にそういった環境はないのか調べ、選びました関連地域（大）と（小）が両方とも耕作放棄地のような環境ですので、事業予定地の中と比較するような意味合いもございまして、選定しております。関連地域（大）では植物と鳥類の調査をしております。関連地域（小）では植物と鳥類以外の動物の項目についての調査をしております。

植生の概要について、もう少し詳しく説明させていただきます。

まず、関連地域（大）の植生は、大部分でオオアワダチソウが優占する雑草群落です。そこに高木類や低木のヤナギ群落とシラカンバ群落が分布しております。一部でハリエンジュなどがまとまっている林部も数カ所で見られます。そして、樹林地は更地から二次的に成立したものと考えられます。一部、地面が低くて水のたまりやすいところには水がたまっておりまして、そこにはヨシ群落などが分布しております。

ヤナギの高木群落としましては、大体8メートルから14メートルぐらいの樹高で、構成樹種としましてはエゾノカワヤナギやオノエヤナギ、タチヤナギ、シラカンバなどです。エゾノカワヤナギが優占する箇所が多いという環境です。ヤナギの低木群落に関しましてはイヌコリヤナギが優占するところとエゾノカワヤナギが優占するところがあります。そして、シラカンバ群落などがあります。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 8-139ページを見ていただくとよろしいかと思えます。

○事業者（長谷） こちらに植生図を載せております。また、概要に関しましては、8-146ページに記載しております。

関連地域（小）は、ここにございますように、同じく大部分はオオアワダチソウが優占する雑草群落となっております。一部、厚別処理場との間にヤナギの高木群落などが見られますが、分布域としては小さいです。

また、野幌川との間に地表面がやや低くなっておりまして、ここにもヤナギ高木類が分布しております。また、中央のあたりに水たまりがありまして、こちらもガマ群落となっている環境です。

事業予定地との違いは何なのかというと、水辺環境があるかないかが一番違うところになっております。

○佐藤部会長 どうもありがとうございました。

そろそろ予定していた時間になりますので、特にほかに質問がなければ、きょうの審議はこれで打ち切りたいと思います。もし追加してご質問やご意見がありましたら、メールで構いませんので、事務局にぜひ出していただきたいと思います。

○宮木委員 前回も言ったことですが、植物は動物の生息環境でもありますので、どういう木をどういうふうに配置するか、連続して植えるかということなどが動物にもいろいろ影響してくると思うのです。そこで、今できているおおよそのプランを示していただければと思っております。

○佐藤部会長 その点に関してはいかがでしょうか。次回までに準備していただくことは可能ですか。

○事業者（高杉主査） 概要ということで、現在の基本計画レベルのものであればお示しできると思います。

○佐藤部会長 それでは、次回によろしくお願いいたします。

きょうは、いろいろ意見をいただきまして、ありがとうございました。

きょうのご意見やご質問等を事務局でまとめていただいて、次回の部会で確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、動物や生態系が残っておりますので、この項目を中心に、また、きょう残された議題について話し合ってくださいことになります。私は、次回の部会は都合が悪くなりまして出席できなくなりました。そこで、審議会規則の第6条第5項の規定によりまして部会長の職務の代理があります。村尾委員を指名させていただきたいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

○村尾委員 はい。

○佐藤部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 佐藤部会長、司会をありがとうございました。

次回の部会の予定は、12月14日水曜日午前10時から、場所はきょうと同じ会議室をご予定しております。

開始時間についてご相談がございます。今回は残りの植物、動物、生態系ですが、若干ボリュームもありまして、少し時間がかかるかもしれません。そこで、第3回目の部会では、全体会への報告書（案）をそれまでにつくって、それについて審議していただく予定がございますので、2回目までに大方の準備書の項目については目を通しておきたいということがございます。そこで、10時からということですが、皆様のご都合がよろしければ9時半から始めさせていただければ、12時までの2時間半ほど時間がとれるかと思っております。

9時半から始めさせていただければありがたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 無理を申して申しわけありませんが、9時半と少し早いですけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の部会のご案内については、また改めて文書で送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） きょうは、長時間、天候も悪い中にお越しいただきまして、本当にありがとうございました。

また次回もよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第1回目の部会を閉会させていただきます。

以 上